

市税・国保料は納期限までに！



暮らしを支える市税と国保料

市税や国民健康保険料（国保料）には、皆さんの暮らしや医療を支える大切な役割があり、皆さんが公平に負担しています。

99.22% 上の数字は、令和元年度に課税された市税の収入率です。多くの方は、納期限までに市税・国保料を納付しています。

納められた市税は、子育て支援や福祉サービス、ごみの処理、道路・公園などの整備、教育、消防・救急などに使われています。もし納付されなければ、市の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。また、納付が遅れると、納期限までに納付している方との公平性が保てません。市税・国保料は、必ず納期限までに納めてください。

市税・国保料の納め方

□座振替、納付書納付、特別徴収による納付方法があります。

□座振替は、金融機関等に出向いて支払う手間や納め忘れがなく、手続きも簡単です。また、バーコード付きの納付書は、コンビニエンスストアの他、LINE Pay、Pay、Pay、Payでも納付（スマホ決済）できます。

□座振替やスマホ決済等の詳細は、**納税管理課 25・5917** にお問い合わせください。

納付から収納確認まで

市では複数の金融機関等に市税・国保料の代理収納を依頼しています。納税者の皆さんが金融機関等で市税・国保料を納付してから、市が収納を確認できるまで最大で2週間ほど必要です。そのため、納期限を過ぎて納付された場合は、行き違いで督促が届くことがあります。また、納付の確認ができない期間は、納付時に発行された領収証書が納付を証明する書類となり、領収証書がなければ納税証明書を発行することができません。特にスマホ決済の場合は、手元に領収証書が残らないため、軽自動車の車検が近い時などはご注意ください。

領収証書は大切に保管してください。納付後すぐに納税証明書が必要な時は、スマホ決済を利用せず金融機関等で納付してください！



困った！納められない！ まずはご相談ください

納税推進課
(総合庁舎2階 22番窓口)
☎25・5980

徴収猶予の特例制度の申請期限が近づいています。申請は必ず納期限までに！



市税・国保料を納期限までに納付できない事情がある場合は、早めにご相談ください。

※開庁時間内に相談できない方のために、休日・夜間納付相談窓口を設けています。開設日は毎月本誌でお知らせしています（今月は28ページに掲載）。

市税の徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業や給与等の収入に相当の減少があった方は、最大1年間、無担保・延滞金なしで市税の納付が猶予されます。

対象 今年2月以降の事業・給与収入等が、前年同期と比べておおむね20%以上減少しており、納付が困難な方

対象の市税 来年2月1日までに納期限が到来するもの（個人市民税、固定資産税など）

申請期限 各納期限

※上記以外にも市税・国保料の納付が困難な方への猶予制度がありますので、ご相談ください。

放置していると大変なことに…！

市税・国保料を納期限までに納めていない方には、まず、督促状を送付して未納であることをお知らせします。また、電話や文書での催告や、自宅訪問などで自主的な納付を促しています。

それでも納付されない場合は、法律に基づき預貯金や給与、不動産などの財産を調査し、差し押さえることとなります。

督促状が届いたら、必ず目を通してください。納められない場合は、**納税推進課（☎25・5980）** にご相談ください。

